

令和4年度大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会

大学認証評価委員会

委員長 麻生 隆史

1. 機関別評価結果

令和4年度は1大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項（5件）

「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」が1件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が3件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が1件でした。基準別にみると、メタ評価を取り入れた自己点検・評価活動（Ⅰ-C 内部質保証）、また、学習成果・三つの方針に沿った教育プログラムの開発・実施（Ⅱ-A「教育課程」）や、きめ細かな進路支援（Ⅱ-B「学生支援」）、教職協働による学習支援（Ⅲ-A）などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題（2件）

基準ⅡのテーマA「教育課程」で1件、基準ⅢのテーマD「財的資源」で1件の指摘がありました。今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでいただきたいと思います。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項（なし）

3. 今後の評価に向けて

- (1) 令和2年4月から、私立学校法の一部改正により、学校法人は①認証評価結果を踏まえた事業に関する中期的な計画等の作成、②財務書類等の公表、③監事の牽制機能の強化等、役員職務及び責任に関する規定の整備等を行うこととなりました。今一度、改正内容を含め、寄附行為、学則等を確認いただき、学校法人及び大学の適切な運営に努められるようお願いいたします。
- (2) 「CAP制」については、大学評価基準の区分「基準Ⅱ-A-2」の「点検・評価の観点」(2)④で「単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。」と定めており、令和4年度認証評価から学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定めていない場合、指摘対象とすることといたしました。これは、「学則」が大学の教学上の最高法規であり、また学則改正の審議においては、当該大学を設置する学校法人の最高議決機関である理事会で審議されることから、本協会としては、そのようなプロセスを踏まえることを求めることとし、こうしたスキームといたしました。

単位制度の実質化の観点からも、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定めていない場合は整備し、また整備されている場合もその規定に従い適切に運用されているか点検・評価を行ってください。

最後に、本年度の認証評価を受けた評価校の ALO をはじめとする関係者の皆様、また、評価を担当された評価員の皆様（5名）のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

教育の質保証を継続的に図っていくためには、まず自己点検・評価に積極的に取り組むことが重要です。自己点検・評価活動を継続して行うとともに、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し、学内外からの意見を求め、さらに改善を図ってください。今後より一層自己点検・評価活動を充実させ、内部質保証に努めることを望みます。